

□ 豚熱ワクチン接種事業



■ 事業の目的と内容

豚熱の発生を予防するため、知事認定獣医師(協会指定獣医師)は、豚熱ワクチンの接種、認定農場に対する接種票の発行、登録飼養衛生管理者に対する適切なワクチン接種指導を行います。

■ 豚熱ワクチン接種等手数料

区分	知事認定獣医師による接種	登録飼養衛生管理者による接種※
接種手数料/頭(税抜)	200 円	110 円
接種票発行料/通(税抜)		1,000 円

※ 登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種について

令和4年12月に、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更があり、家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示監督の下、認定農場の登録飼養衛生管理者による接種が可能になりました。

登録飼養衛生管理者によるワクチン接種の要件は、飼養衛生管理者が県が行う事前研修を受講していること、認定農場は、①飼養衛生管理基準が遵守されていること、②ワクチン接種に係る作業手順書を作成していること、③ワクチン保管設備が整備されていることです。

☎ 事業についての問い合わせ先 ☎

(公社)茨城県畜産協会 衛生課 (TEL029-225-6697)